諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年7月14日(平成29年(行情)諮問第298号) 答申日:平成30年6月4日(平成30年度(行情)答申第84号)

事件名:精神障害自殺案件で訴訟になった事案に係る裁判資料の不開示決定

(不存在) に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「精神障害自殺案件で訴訟になった事案に係る裁判資料」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成29年2月27日 付け厚生労働省発基0227第1号により行った不開示決定(以下「原処 分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成29年1月23日付け(同月25日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働者の自殺案件に係る文書 一式(労災認定を受けたもの)」に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁においては、開示請求対象行政文書を特定する情報が不足していたことから、審査請求人に確認を行い、「精神障害自殺案件で訴訟になった事案に係る裁判資料」に補正を行った。
- (3) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月17日付け(同日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁の考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は「精神障害自殺案件で訴訟になった事案に係る裁 判資料」である。

(2) 本件対象行政文書の保有について

本件対象行政文書については、当該労働災害に係る訴訟事案を所管している各都道府県労働局において保有しているものであり、処分庁において本件対象行政文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

また、原処分時において、処分庁は審査請求人に対し補正依頼を行い、 本件対象文書は処分庁では保有しておらず、事案ごとに各都道府県労働 局で保有しているものである旨教示している。

したがって、上記(1)で特定した対象行政文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(3)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で「開示請求に係る行政文書を作成又 は取得している」旨主張しているが、上記(2)のとおり、審査請求人 の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年5月16日 審議
- ④ 同月31日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「精神障害自殺案件で訴訟になった事案に係る裁判資料」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書を不開示とした理由について,諮問庁の理由説明書(上記第3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると,おおむね下記アないしオのとおりである。

ア 審査請求人は、平成29年1月23日付け(同月25日受付)で、 処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働者の自殺案件に係る 文書一式(労災認定を受けたもの)」に係る開示請求を行った。

処分庁においては、本件対象文書を特定する情報が不足していた ことから、審査請求人に確認を行い、「精神障害自殺案件で訴訟に なった事案に係る裁判資料」に補正を行った。

本件対象文書は、「精神障害による自殺に関する労災請求事案の うち、労災保険給付の決定が不服であるとして処分の取消しを求め て行政訴訟に至った事案にかかる裁判資料」であると認識している。

イ 労災保険に関する事務は、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)49条の5及び同法施行規則1条により、都道府県労働局長に委任するとされ、そのうち保険給付等の支給に関する事務については、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うとされている。また、労災保険法40条により、保険給付の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することはできず、この決定に不服があり、訴訟を提起する場合には被告は国となり、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(以下「権限法」という。)に基づき、法務大臣が国を代表し、その所部の訟務担当職員及び所管行政庁の職員を代理人に指定して訴訟の追行に当たることとされている。

権限法に基づく指定代理人制度は、例えば保険給付の処分の取消しの訴えがあった場合、処分行政庁である労働基準監督署長が被告となるとすれば、事件内容が専門的な行政分野に関するものが多く、労働基準監督署長本人が出廷したり個々の事件ごとに弁護士を選任して訴訟を追行していくのでは、専門性を生かした事件処理や統一的で適正かつ迅速な事件処理ができなくなるおそれがあることから、設けられている。

- ウ 実際の事件の処理においても、訟務部局の職員(法務局の職員)と 所管行政庁の職員(処分行政庁の労働基準監督署を管轄する都道府県 労働局の職員)がともに指定代理人となって事件の処理に当たるのが 通例となっており、このため裁判資料について都道府県労働局が保有 しているものとなっている。
- エ したがって、本件対象文書については、当該労働災害に係る訴訟事 案を所管している各都道府県労働局において保有しているものであり、 処分庁において本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していな いとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。
- オ また、原処分時において、処分庁は審査請求人に対し補正依頼を行

- い,本件対象文書は処分庁では保有しておらず,事案ごとに各都道府 県労働局で保有しているものである旨教示している。
- (2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1) の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

# (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子